

下関市介護職員等就労定着支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市内の介護保険サービス事業所に介護職員等として就職する新卒就職者、転職就職者、復職就職者及び非常勤の訪問介護員へ支援を行うことにより、安定した介護サービスの提供を図り、もって高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた取組を行うことを目的として、下関市介護職員等就労定着支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護保険サービス事業所に勤務し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に関する業務に直接的に従事する介護職員、介護従業者、訪問介護員、機能訓練指導員、サービス提供責任者、計画作成担当者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員をいう。
- (3) 新卒就職者 介護保険サービス事業所における就業開始日（以下「就業開始日」という。）の属する年度又はその前年度に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校（ただし、修業期間が1年未満のもので、簡易に修得することができる技術、芸芸等の課程を除く。以下「学校等」という。）を卒業した者又は卒業予定の者で、当該学校等の卒業後初めて就職するもの（ただし、当該学校等の卒業前に就職したことがある者を除く。）をいう。
- (4) 転職就職者 介護職員等以外の職種を退職し、介護保険サービス事業所に介護職員等として、就職する者又は就職した者をいう。
- (5) 復職就職者 介護職員等として就職後、退職し、1年以上経過した者で、介護保険サービス事業所に介護職員等として、就職するもの又は就職したものをいう。
- (6) 訪問介護員 介護保険法の規定に基づき、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護のサービスを利用する者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う

者をいう。

(7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(8) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（交付の対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 新卒就職者、転職就職者又は復職就職者で、市内の介護保険サービス事業所に、常勤の介護職員等として就職し、就業開始日から3年以上継続して雇用される見込みがあるもの

(2) 非常勤の訪問介護員として市内の介護保険サービス事業所に就業する者で、就業開始日から1年以上継続して雇用される見込みがあるもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、常勤の介護職員等については、非常勤の介護職員等として就業し、当該就業開始日から1年以内に常勤の介護職員等となった者を含むものとする。この場合においては、常勤の介護職員等となった日を同号の就業開始日とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としない。

(1) 過去に支援金の交付を受けた者

(2) 介護職員等以外の職種を兼務している者

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

（支援金の額）

第4条 前条第1項第1号に規定する交付対象者に交付する支援金の額は、1人につき10万円とする。ただし、復職就職者のうち、次の各号のいずれかの資格を有しているものについては、1人につき15万円とする。

(1) 介護福祉士

(2) 社会福祉士

(3) 理学療法士

(4) 作業療法士

(5) 言語聴覚士

(6) 介護支援専門員

(7) 介護職員初任者研修修了

(8) 介護福祉士実務者研修修了

(9) その他市長が認めたもの

2 前条第1項第2号に規定する交付対象者に交付する支援金の額は、1人に

つき 5 万円とする。

(支援金の交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、就業開始日が属する年度の 3 月 31 日までに、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、新卒就職者のうち、就業開始日が学校等を卒業する翌年度の 4 月 1 日であるものについては、就業開始日が属する年度の前年度に、第 1 号に定める書類を提出することができるものとする。

(1) 新卒就職者

ア 下関市介護職員等就労定着支援金交付申請書（新卒就職者）（様式第 1 号）

イ 市内の介護保険サービス事業所に就職すること及び就業開始日が分かる書類（就業開始後に交付申請をする場合は、就労計画書（様式第 2 号）の提出をもって、これに代えることができる。）

ウ 卒業見込証明書又は卒業証書の写し

エ 住民票の写し（交付申請者本人のもので、支援金の交付申請日前 2 月以内に交付されたもの。以下この条において同じ。）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 転職就職者及び復職就職者

ア 下関市介護職員等就労定着支援金交付申請書（転職就職者・復職就職者）（様式第 1 号の 2）

イ 市内の介護保険サービス事業所に就職すること及び就業開始日が分かる書類（就業開始後に交付申請をする場合は、就労計画書（様式第 2 号）の提出をもって、これに代えることができる。）

ウ 前職の内容、退職年月日等が分かる書類

エ 第 4 条各号に規定する資格を有している者にあつては、その資格を証する書類の写し（復職就職者に限る。）

オ 住民票の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(1) 非常勤の訪問介護員

ア 下関市介護職員等就労定着支援金交付申請書（非常勤の訪問介護員）（様式第 1 号の 3）

イ 市内の介護保険サービス事業所に就職すること及び就業開始日が分かる書類（就業開始後に交付申請をする場合は、就労計画書（様式第 2 号）の提出をもって、これに代えることができる。）

ウ 住民票の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、支援金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 交付申請者（就業開始後に交付申請をした者で、就労計画書を提出したものを除く。）は、当該介護保険サービス事業所に就業後遅滞なく、就労計画書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、支援金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金の交付を決定したときは、下関市介護職員等就労定着支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、第6条の規定による審査により、支援金の交付が適当でないと認めるときは、下関市介護職員等就労定着支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、支援金の交付を辞退しようとするとき、又は前条第1項の規定による通知を受けた後で次条に規定する支援金の請求前に交付対象者に該当しなくなったときは、書面等により当該支援金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(支援金の請求)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が支援金の交付を受けようとするときは、下関市介護職員等就労定着支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、就業開始前に当該通知を受けた者にあつては、第6条の規定により支援金の交付の決定を受けた介護保険サービス事業所において就業開始後速やかに提出しなければならない。

(支援金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

（支援金の請求後の届出）

第12条 交付決定者は、第10条に規定する支援金の請求をした後、退職その他の事由により第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに当該要件に該当しなくなった事由を記載した書面その他当該要件に該当しなくなったことが分かるものを市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、支援金の交付の決定を取り消すときは、下関市介護職員等就労定着支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の規定により支援金を返還させるときは、下関市介護職員等就労定着支援金返還命令書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 就業開始日から起算して第3条第1項第1号に掲げる者については3年、同項第2号に掲げる者については1年に満たない期間に、当該介護保険サービス事業所において介護職員等として勤務しなくなったとき。ただし、市長に第3条第1項に規定する要件に該当しなくなった事由を記載した書面等を提出した場合において、雇用者の都合により当該要件に該当しなくなったときその他やむを得ない事情があると市長が認めたときを除く。

(4) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前条（第1項を除く。）の規定は、前項の規定による決定の取消しについて準用する。

（検査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは支援金の交付に際し必要な指示をし、又は関係書類を検査することができる。

- 2 市長は、就業開始日から起算して第3条第1項第1号に掲げる者については3年、同項第2号に掲げる者については1年を経過したことを確認することができるまでの間、毎年度1回以上、交付決定者が勤務する介護保険サービス事業所に当該勤務状況を確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る支援金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る支援金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和5年4月1日施行）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の下関市介護職員等就労定着支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者について適用する。ただし、令和5年4月1日に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した新卒就職者のうち、令和4年度に交付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日施行）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の下関市介護職員等就労定着支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した者について適用する。ただし、施行日に下関市内の介護保険サービス事業所において介護職員等として就業を開始した新卒就職者のうち、令和5年度に交付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日施行）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。